

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年12月10日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ラップ・アプローチ（安定コース） ラップ・アプローチ（安定成長コース） ラップ・アプローチ（成長コース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2020年7月18日から2021年1月15日まで) ラップ・アプローチ（安定コース） 5,000億円を上限とします。 ラップ・アプローチ（安定成長コース） 5,000億円を上限とします。 ラップ・アプローチ（成長コース） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、投資信託約款の変更（ファンドが投資する組入投資信託証券の一部変更および信託報酬率の引き下げ）にかかる手続きを開始することに伴い関係情報の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】**（１２）【その他】**

<訂正前>

（ 略 ）

■ 日本以外の地域における発行

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

■ 日本以外の地域における発行

（ 略 ）

■ 投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

I．投資信託約款の変更内容

1. ファンドの投資対象のうち、世界の株式部分の投資対象を「GIM 海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）」から「シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」に変更を行う予定です。
2. ファンドの投資対象のうち、日本の株式部分の投資対象を「日本好配当割安株オープン マザーファンド」から「日本連続増配成長株マザーファンド」に変更を行う予定です。
3. ファンドの信託報酬率を年率1.21%（税抜1.10%）から年率1.199%（税抜1.09%）に引下げを行う予定です。

II．投資信託約款の変更理由

ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券を投資対象資産として分散投資を行います。

世界の株式への投資は、「GIM 海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）」を通じて行っておりましたが、今般、当該投資信託の運用会社であるJP モルガン・アセット・マネジメント株式会社から、償還の申し入れがありました。これを受け弊社ではファンドの運用を継続すべく、世界の株式へ投資する新たな投資信託の選定を行い「シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」に変更を行う予定です。

日本の株式への投資は、「日本好配当割安株オープン マザーファンド」を通じて行っておりましたが、運用効率を高めるため「日本連続増配成長株マザーファンド」に変更を行う予定です。

新たな投資信託証券へ投資することで、ファンドの商品性に変わりなく、運用の継続性が図れると判断したため、投資対象の変更を行う予定です。なお、ファンドの実質的な運用管理費用（信託報酬）の増加はありません。

III．変更後に新たな投資対象となる投資信託証券の概要（予定）**[世界の株式への投資]****シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）**

運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
実質的な投資対象	世界（日本を除く）の株式等

実質的な運用方法	① 主としてMSCIコクサイインデックスの構成国の株式等に実質的に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行います。 ② 運用にあたりましては、MSCIコクサイインデックス（円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。 ③ 日本を除く世界各国の市場から委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。 ④ 成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。 ⑤ 株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。 ⑥ 地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。 ⑦ 実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.88%（税抜0.80%）

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の概要

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社は、シュローダー・グループの日本拠点です。

シュローダー・グループは、1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。

【日本の株式への投資】

日本連続増配成長株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	日本の金融商品取引所上場株式
運用方法	① 日本の連続増配銘柄（一定期間にわたり1株あたりの普通配当金が毎期増加している企業の株式をいいます。）に投資を行います。 ② 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。 ③ ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。 ④ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤ 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	ありません。

IV. 運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担について

ファンドの信託報酬率の変更、および投資対象が「GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）」から「シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」

に変更となるに伴い、運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担が変更となります。

	変更後	変更前
信託報酬の総額	年率1.199%（税抜1.09%）	年率1.210%（税抜1.10%）
内 委託会社	年率0.561%（税抜0.51%）	年率0.572%（税抜0.52%）
内 販売会社	年率0.583%（税抜0.53%）	年率0.583%（税抜0.53%）
内 受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	年率0.055%（税抜0.05%）
実質的な負担	年率1.29866%（税抜1.1806%）程度 ～年率2.01762%（税抜1.8342%）程度	年率1.309%（税抜1.19%）程度 ～年率2.02796%（税抜1.8436%）程度

実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

V. 投資信託約款変更適用日

2021年1月16日

VI. 投資信託約款の変更手続き

1. スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ①議決権口数の確定 | 2020年12月11日 |
| ②書面による議決権の行使期間 | 2020年12月11日から2021年1月4日まで |
| ③書面による決議の日 | 2021年 1月 5日 |
| ④投資信託約款変更適用日 | 2021年 1月16日（予定） |

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定に従い、書面決議により行います。

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により投資信託約款の変更が可決された場合は、予定通り2021年1月16日を適用日として投資信託約款の変更を行います。

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、本手続きによる投資信託約款の変更は行いません。

書面決議の結果に係らず、書面による決議後速やかに弊社ホームページに書面決議の結果を掲載します。

2020年12月11日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について議決権を行使することができます。2020年12月10日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、この投資信託約款変更の議決権はありませんのでご注意ください。

VII. 投資信託約款の変更の案

投資信託約款新旧対照表

追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（安定コース） 約款

追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（安定成長コース） 約款

追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（成長コース） 約款

新	旧
---	---

<u>（信託報酬の額および支弁の方法）</u>	<u>（信託報酬の額および支弁の方法）</u>
<u>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の109の率を乗じて得た額とします。</u>	<u>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。</u>
<u>②～③ （略）</u>	<u>②～③ （略）</u>

付表	付表
<u>1.別に定める投資信託証券</u> <u>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</u> ・日本好配当割安株オープン マザーファンド ・日本連続増配成長株マザーファンド ・GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用） ・シュローダー先進外国株式ファンド（適格機関投資家専用） ・GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） ・国内債券マザーファンド ・世界高金利債券マザーファンド ・GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用） ・Jリート・マザーファンド ・適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド 「日本好配当割安株オープン マザーファンド」および「GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。 <u>2.親投資信託</u> <u>運用の基本方針および第35条に規定する「親投資信託」は以下のものをいいます。</u> ・日本好配当割安株オープン マザーファンド ・日本連続増配成長株マザーファンド ・国内債券マザーファンド ・世界高金利債券マザーファンド ・Jリート・マザーファンド 「日本好配当割安株オープン マザーファンド」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。 <u>3.（略）</u> なお、「別に定める投資信託証券」、および	<u>1.別に定める投資信託証券</u> <u>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</u> ・日本好配当割安株オープン マザーファンド ・JPM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）^{※1} ・JPMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）^{※2} ・国内債券マザーファンド ・世界高金利債券マザーファンド ・JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）^{※3} ・Jリート・マザーファンド ・適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド ※1、※2、※3のファンドは、平成27年5月29日以降、新名称が適用されます。 ※1 GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用） ※2 GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） ※3 GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用） <u>2.親投資信託</u> <u>運用の基本方針および第35条に規定する「親投資信託」は以下のものをいいます。</u> ・日本好配当割安株オープン マザーファンド ・国内債券マザーファンド ・世界高金利債券マザーファンド ・Jリート・マザーファンド <u>3.（略）</u>

<u>「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。</u> <u>（2021年1月16日現在）</u>	<u>なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。</u> <u>（平成27年4月27日現在）</u>
--	--

以上

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

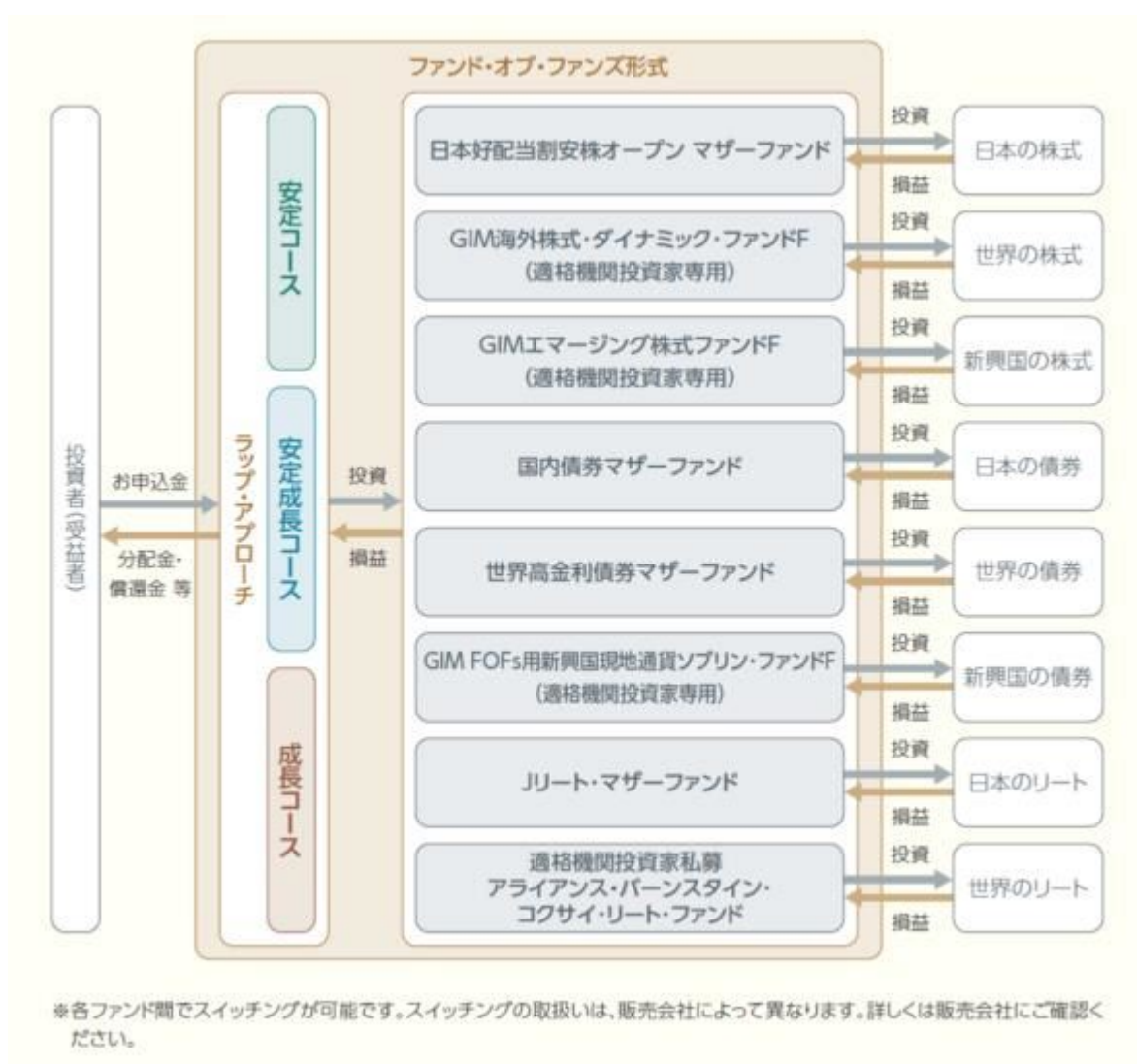
(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

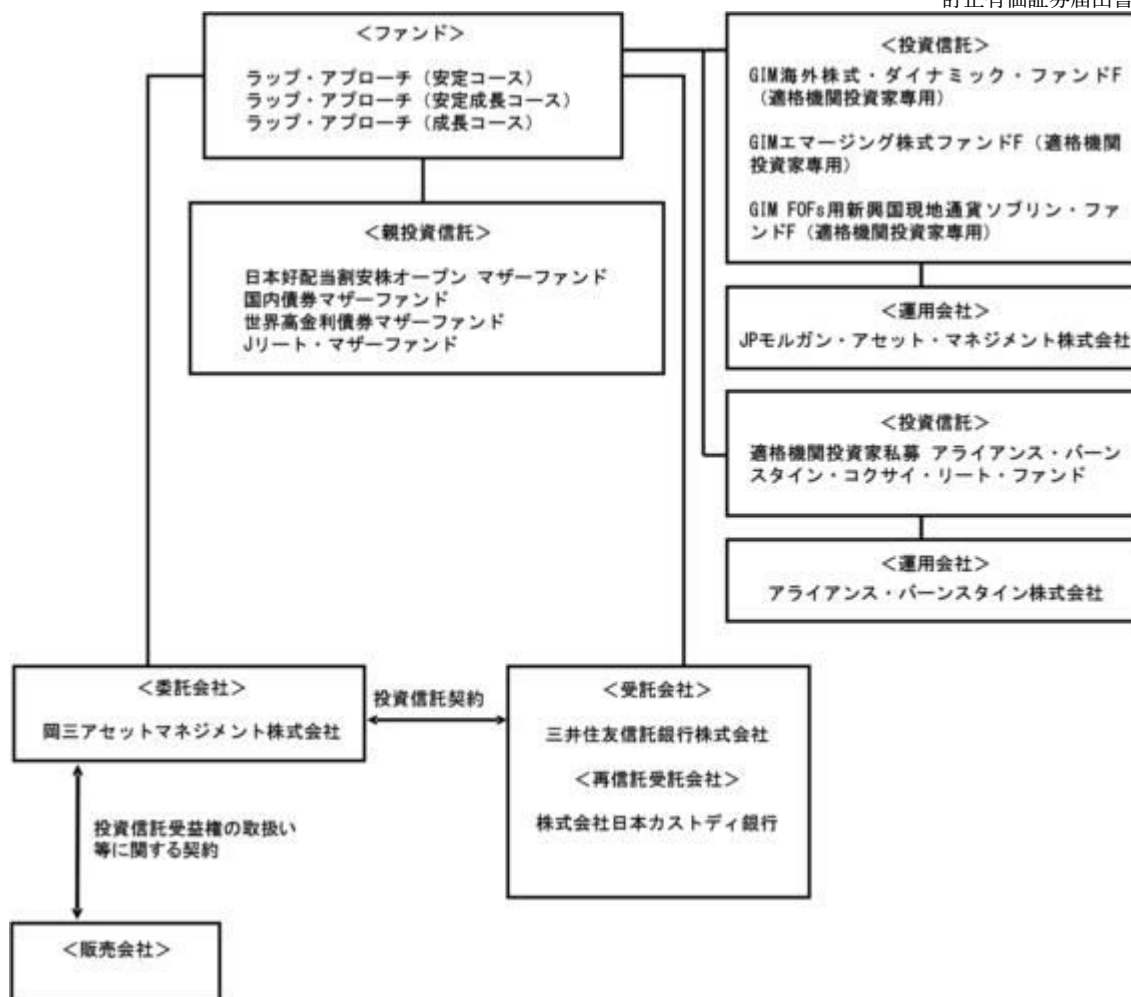
■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2020年4月末日現在）

◆ 資本金
10億円

◆ 委託会社の沿革
1964年10月 6日
1987年 6月27日
1990年 6月30日

「日本投信委託株式会社」設立
第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

2008年 4月 1日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(略)

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(略)

<訂正後>

(略)

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

(略)